

新型コロナウイルス感染症対策 子育て世帯のご家庭へ、大切なお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を対象に、次のとおり給付金を支給しています。申請方法や必要書類等の詳細は、町ホームページをご覧ください。福祉こども課までお問い合わせください。

なお、すでに受給されている方は対象となりません。



子育て世帯生活支援特別給付金

対象児童 平成16年4月2日から令和5年2月28日までに出生した児童

※一定障害児の場合、平成14年4月2日から令和5年2月28日までに出生した児童

支給対象者 次のいずれかに該当する方は、申請により給付金を支給します。

■ひとり親世帯分

- ①公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で収入等の基準を満たしている方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準と認められた方

■ひとり親世帯以外分

- ①対象児童を養育する公務員のうち、令和4年度の住民税が非課税の方
- ②対象児童のうち平成19年4月2日以前に出生した児童のみを養育している方で、令和4年度の住民税が非課税の方
- ③令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、令和4年度の住民税が非課税の方と同様の事情と認められた方

支給金額 対象児童1人あたり5万円

申請期限 2月28日(火)

※令和5年2月下旬に出生した児童分は、出生届の提出時に申請してください。



▲ひとり親世帯分



▲ひとり親世帯以外分

子育て世帯生活応援特別給付金

対象児童 平成16年4月2日から令和5年2月28日までに出生した児童

※一定障害児の場合は、平成14年9月2日から令和5年2月28日までに出生した児童

支給対象者 次のいずれかに該当する方は、申請により給付金を支給します。

■ひとり親世帯分

- ①公的年金等の受給により、令和4年9月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で収入等の基準を満たしている方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準と認められた方

■ひとり親世帯以外分

- ①対象児童を養育する公務員のうち、令和4年度の住民税が非課税の方
- ②対象児童のうち平成19年4月2日以前に出生した児童のみを養育している方で、令和4年度の住民税が非課税の方
- ③令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、令和4年度の住民税が非課税の方と同様の事情と認められた方

支給金額 対象児童1人あたり5万円

申請期限 2月28日(火)

※令和5年2月下旬に出生した児童分は、出生届の提出時に申請してください。



▲ひとり親世帯分



▲ひとり親世帯以外分

申請先・問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)